

右うけ取所如件。

元和九年十一月廿七日

利判

加兵衛
九兵衛

按ずるに、右犀川小橋の下なる木町は、今いふ木倉町なるべし。古定書に載せたる元和二年霜月五日三ヶ國宿に傳馬役の定書に、金澤之内卯辰之木町・宮腰口之木町・森本町之末金屋町五間に登間之可爲御役之事とある卯辰の木町は、卯辰四丁木町なり。宮腰口の木町は安江木町也。此の頃犀川口の木町は則ち今云ふ木倉町にて、三町共昔は材木間屋居て、材木商人共居住せし故、木町とは呼びたるなるべし。

○木倉町

十二冊定書に載せたる元祿九年の金澤町肝煎裁許附に、木倉町とて本町中に載せたり。そのかみよき町地なりし故に、本町廿七町の中へ加へられしにや。此の町地に昔藩藩の材木藏ありし故に、町名を木倉町と呼びしかど、此の町の西方半をば出大工町と稱し、大工共の邸地に賜はりたり

といへり。

○材木藏跡

其の遺跡今詳かならず。按ずるに、延寶の金澤圖を見るに、木倉町・出大工町の末、今云ふ鹽川町二筋の小路の中間の地をば火除地と載せたり。元祿六年の土帳に、出大工町火除之近所、或は出大工町火除之末など、記載すれば、彼の火除地は若しくは往昔材木藏の遺跡ならんか。此の藏の興廢、三州志等にも記載せずといへども、十二冊定書に、萬治二年六月作事方定書に、宮腰御園より金澤木藏に取寄申材木一ヶ月切に、請取切手・入切手逢吟味、御作事奉行添書調、木藏奉行へ可渡置。又、宮腰御園より金澤木藏に取寄候材木・松材木・御林之竹、並所々御作事に遣申人足、木藏奉行手先之奉行登ヶ月切に切手爲調、逢吟味、御作事與判を以割場へ遣可申事。と見たる木藏は、則ち此の木藏町なる木藏なるべし。十二冊定書に載せたる割場雪除け所書に、木藏園之内不殘、同所寺社方作事小屋役所並御番所共。とある木藏も同じ材木藏なりしと聞ゆ。

○材木藏番人傳話

山本基庸の微妙公夜話録に云ふ。渡邊七左衛門は横山左衛門之家來にて、輕き者に候處、盗人をば登町許追懸け討留めたり。大野源兵衛は上方より参りたる能役者の家來なる故、傍輩の者主人を切り、二階に籠り居罷有けるを、使より罷歸り、此由を承りて取敢ず二階へ押込み、彼者を首尾能く打留めたり。不破五郎兵衛は又足輕にて、御材木藏之番人を勤めける處、盗人御材木を盗み行くを聞付け打留めたり。右三人共に被召出立身被命、子孫も于今罷在。甲斐々々敷者は御賞美被遊被召仕由。常の御意にも鷹の鳥取不申は爲也。爲を飼置者は無之と御意被遊候と、脇田小平咄承る。とあり。按ずるに、右材木藏番人とあるも則ち此の木倉町の材木藏の番人なる事知られけり。されば此の材木藏は、利常卿の時建築を命ぜられしか。此の地邊に大工共の邸地を賜はりて、出大工町と名付けたるも、此の材木藏ありし故ならんか。其の藏の創立等の事諸舊記に

か以前の事にて利常卿の時なれば、利常卿薨逝後に此の藏をも毀れたるなるべし。

○出大工町

元祿六年の土帳に、出大工町末火除近所。など、見ゆ、同九年の地子町肝煎裁許附に、出大工町とありて、木倉町と同町なりしかど、そのかみ大工共の邸地に賜はりける故に、出大工町と呼べり。然るに明治四年四月戸籍編成の時、出大工町の町名を廢し、木倉町へ屬せしめたり。

○出大工町大工來歴

貞享二年の金澤組大工肝煎六助由緒書に云ふ。天正十二年御帳面大工百人餘御判紙を以、屋敷拜領被仰付。棟取に而百歩、仕手大工へは登人五拾歩宛、今町・中町・修理谷坂近邊之内大繩に而被下、則其所を大工町与相唱候。然處寛永八年四月金澤大火之時類燒致し、同年右拜領屋敷所替被仰付、犀川大工町・出大工町・淺野川觀音町にて代り地被下。とあり。一説に、そのかみ大工共の居邸を、犀川大工町の地と淺野川觀音大工町との兩所にて賜はるといへども、居餘りける大工共の邸地をば木倉町にて賜ふ。依りて出大工

まだ所見なしといへども、萬治二年の定書に、此の藏の事を擧げられたれば、萬治以後まで存在せし事いちじろし。おもふに、不破五郎兵衛の藏番人を勤めしは、萬治より遙